

○ 土地改良法第5条第6項の規定による土地改良事業の施行に係る地域への国有地の編入ならびに同法第50条の規定による国有地の譲与および国有地への編入に関する取扱いについて（昭和45年2月2日付け44農地B第2256号（管）農林省農地局長通知）一部改正新旧対照条文
（下線の部分は改正部分）

改正後	現 行 (最終改正：平成26年4月1日25農振第2404号農林水産省農村振興局長通知)
<p>別紙</p> <p>国有道水路等敷地の土地改良事業地区編入取扱要領</p> <p>第1 趣旨</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第5条第6項（<u>法第48条第9項、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第87条の3第7項、第88条第6項及び第18項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項</u>において準用する場合を含む。）並びに土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第69条第4号及び第75条の2の2第5号に規定する土地改良事業の施行地域への国有の道路、水路等の敷地（以下「国有道水路等敷地」という。）の編入に係る当該国有道水路敷地を管理する行政庁の承認（以下「地区編入の承認」という。）の申請については、この要領の定めるところによる。</p> <p>なお、当該国有道水路等敷地が道路法（昭和27年法律第180号）または河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受けるものにあつては、別途当該土地改良事業計画に係る工事に着手する以前に道路法第24条、河川法第20条等所定の手続きをとるものとする。</p> <p>第3 地区編入承認申請書の提出先等</p> <p>1 地区編入承認申請書は、次に掲げる区分により、当該国有道水路等敷地を管理する行政庁の部局等の長（以下「国有財産部局長」という。）に提出するものとする。</p> <p>(1) 農林水産大臣の所管に属する道水路等敷地</p> <p>ア 法第94条の土地改良財産であつて、北海道の区域内にあるものうち、直轄事業に係るものにあつては<u>国土交通省北海道開発局長</u>、代行業業に係るものにあつては北海道知事を経由して農村振興局長</p> <p>イ 法第94条の土地改良財産であつて北海道の区域以外にあるものう</p>	<p>別紙</p> <p>国有道水路等敷地の土地改良事業地区編入取扱要領</p> <p>第1 趣旨</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第5条第6項（<u>法第48条第8項（法第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項、第87条の2第6項、第87条の3第6項及び第96条の2第5項</u>において準用する場合を含む。）並びに土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第69条第4号及び第75条の2の2第5号に規定する土地改良事業の施行地域への国有の道路、水路等の敷地（以下「国有道水路等敷地」という。）の編入に係る当該国有道水路敷地を管理する行政庁の承認（以下「地区編入の承認」という。）の申請については、この要領の定めるところによる。</p> <p>なお、当該国有道水路等敷地が道路法（昭和27年法律第180号）または河川法（昭和39年法律第167号）の適用をうけるものにあつては、別途当該土地改良事業計画に係る工事に着手する以前に道路法第24条、河川法第20条等所定の手続きをとるものとする。</p> <p>第3 地区編入承認申請書の提出先等</p> <p>1 地区編入承認申請書は、次に掲げる区分により、当該国有道水路等敷地を管理する行政庁の部局等の長（以下「国有財産部局長」という。）に提出するものとする。</p> <p>(1) 農林水産大臣の所管に属する道水路等敷地</p> <p>ア 法第94条の土地改良財産であつて、北海道の区域内にあるものうち、直轄事業に係るものにあつては北海道開発局長、代行業業に係るものにあつては北海道知事を経由して農村振興局長</p> <p>イ 法第94条の土地改良財産であつて北海道の区域以外にあるものう</p>

ち、直轄事業に係るものにあつては地方農政局長、代行事業に係るものにあつては当該都道府県知事を経由して地方農政局長

ウ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第2条に規定する国有林野にあつては森林管理局長

(2) 国土交通大臣の所管に属する道水路等敷地

ア 道路法（昭和27年法律第180号）の規定の適用のある道路については、

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 北海道の区域内の一般国道については、国土交通省北海道開発局開発建設部長（以下「開発建設部長」という。）

イ～エ (略)

(3)・(4) (略)

2 (略)

ち、直轄事業に係るものにあつては地方農政局長、代行事業に係るものにあつては当該都道府県知事を経由して地方農政局長

ウ 国有林野法（昭和26年法律第246号）第2条に規定する国有林野にあつては森林管理局長

(2) 国土交通大臣の所管に属する道水路等敷地

ア 道路法（昭和27年法律第180号）の規定の適用のある道路については、

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 北海道の区域内の一般国道については、北海道開発局開発建設部長（以下「開発建設部長」という。）

イ～エ (略)

(3)・(4) (略)

2 (略)